

◆【電気供給業とその他の事業を併せて行う法人用】

区分経理の要否に係る判定表（あん分率の算定）

事業年度	令和元年4月1日から	法人名	(株)〇〇〇〇
	令和2年3月31日まで	納税者番号	8765432

電気供給業とその他の事業とを併せて行う場合、原則として、それぞれの事業ごとに区分経理した額をもとに所得割と収入割を算定します。1で区分経理の判定を行い、2であん分率を算定します。

ただし、主たる事業と従たる事業とを比較して、従たる事業が主たる事業の売上金額の1割以下であるなど、社会通念上、独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により申告することもできます。

※「軽微なもの」：当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないもの。

1. 【区分経理の要否判定】

電気供給業及びその他の事業について、売上金額を基準として区分経理が必要かどうかを判定します。

「損益計算書」等及び「法人税別表四」より、下表の色付セルに転記してください。

(単位：円)

科目	総額
収入金課税分（電気供給業）①	2,766,592
電気事業営業収益（※A）	2,766,592
法人税別表四による加減算のうち、収入金課税に係る金額（※B）	
所得金課税分（電気供給業以外）②	18,564,454
電気供給業以外の事業営業収益（※A）	18,564,454
法人税別表四による加減算のうち、所得金課税に係る金額（※B）	

【区分経理の要否】

$$\frac{\text{従たる事業の売上金額 (①と②の小さい方)}}{\text{主たる事業の売上金額 (①と②の大きい方)}} = 0.15$$

(注意)

この値が「0.1」を超える場合は、区分経理が必要です。「0.1」を超えない場合は、主たる事業の課税方式によって課税標準額および税額を算出することができます。

※A

売上金額について、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合

(例：営業外収益に計上)には、当該金額も売上金額に含めて区分経理の判定及びあん分率の算定を行ってください。

- ・受取地代家賃など每期継続して、財貨や役務の提供を行い対価を受領する等、事業収入に類するもの → 売上金額に含める
- ・資金運用等の財務活動による収益や、臨時に発生する収入 → 売上金額に含めない

※B

「法人税別表四による加算減算」は、修正申告において売上金額の税務加算減算があった場合等に記載してください。

2. 【あん分率の算定】

右上の【区分経理の要否】が「0.1」を超える場合、以下のあん分率を使用して（別紙2-2）及び（別紙3）を作成してください。

あん分率は小数点以下第7位以下を切り捨て、第6位まで求めます。

$$\text{あん分率} = \frac{\text{②}}{\text{①+②}} = \frac{18,564,454}{21,331,046} = \underline{\underline{0.870302}}$$

◆【電気供給業とその他の事業を併せて行う法人用】

(別紙2-1)

(別紙2-2)から反映しますので、このシートは入力不要。)

所得金額に関する明細書

あん分率	事業年度	令和元年4月1日から 令和2年3月31日まで	法人名	(株)〇〇〇〇
0.870302			納税者番号	8765432

「損益計算書」と相違ないか確認してください。

(単位：円)

科 目	総 額 (①+②+③)	区分経理が可能なもの		区分経理できない共通部分		
		電気供給業 (収入金課税) ①	その他の事業 (所得金課税) ②	電気供給業 (収入金課税)	その他の事業 (所得金課税) (③×あん分率)	電気供給業+ その他の事業 (③)
売上高	21,331,046	2,766,592	18,564,454	0	0	0
売上原価	5,600,000	0	5,600,000	0	0	0
販売費及び一般管理費	9,593,201	145,786	6,806,093	342,575	2,298,747	2,641,322
営業外収益	104,982	0	104,641	44	297	341
営業外費用	94,514	0	94,514	0	0	0
特別利益	100,000	0	0	12,970	87,030	100,000
特別損失	0	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	6,248,313	2,620,806	6,168,488	△ 329,561	△ 2,211,420	△ 2,540,981
法人税、住民税及び事業税額	446,000	0	0	57,845	388,155	446,000
当期利益または当期欠損	5,802,313	2,620,806	6,168,488	△ 387,406	△ 2,599,575	△ 2,986,981

科目内訳書

(別紙2-2)

あん分率	事業年度	令和元年4月1日から	法人名	(株)〇〇〇〇
0.870302		令和2年3月31日まで	納税者番号	8765432

損益計算書をもとに収入金課税と所得金課税に区分し、内訳を下表の色付セルに記載してください。
記載欄が不足する場合は、行を追加するか、別紙明細を添付してください(様式は任意)。

電気供給業とその他の事業、区分経理した金額を記入します。
なお、それぞれの区分に共通する科目があり、区分経理が困難な場合は、「区分経理できない共通部分」③欄に該当する金額を記入し、(別紙1の2)で算出した按分率を「その他の事業」に乗じて算出します。(小数点以下第1位を四捨五入)

「損益計算書」と相違ないか確認してください。

(単位:円)

科目	総額 (①+②+③)	区分経理が可能なもの		区分経理できない共通部分		
		電気供給業 (収入金課税) ①	その他の事業 (所得金課税) ②	電気供給業 (収入金課税)	その他の事業 (所得金課税) (③×あん分率)	電気供給業+ その他の事業 (③)
売電収入	2,766,592	2,766,592		0	0	
賃貸料収入	18,000,000		18,000,000	0	0	
電力販売手数料	564,454		564,454	0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
売上高計	21,331,046	2,766,592	18,564,454	0	0	0
仕入	5,600,000		5,600,000	0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
売上原価計	5,600,000	0	5,600,000	0	0	0
給与負担金	2,200,000			285,336	1,914,664	2,200,000
福利厚生費	25,466		25,466	0	0	
旅費交通費	45,860		45,860	0	0	
通信費	156,516		156,516	0	0	
広告宣伝費	29,111		29,111	0	0	
水道光熱費	10,602	6,041	4,561	0	0	
消耗品費	59,856		59,856	0	0	
燃料費	120,004		120,004	0	0	
賃借料	100,000	100,000		0	0	
交際接待費	146,540		146,540	0	0	
公租公課	233,795		233,795	0	0	
保険料	127,729	39,745	87,984	0	0	
事務用品費	1,785		1,785	0	0	
修繕費	384,456		384,456	0	0	
会議費	3,356			435	2,921	3,356
消耗備品費	9,562		9,562	0	0	
減価償却費	5,056,029		5,056,029	0	0	
貸倒引当金繰入	150,000			19,455	130,545	150,000
雑費	732,534		444,568	37,349	250,617	287,966
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
販売費及び一般管理費計	9,593,201	145,786	6,806,093	342,575	2,298,747	2,641,322

科 目	総 額 (①+②+③)	区分経理が可能なもの		区分経理できない共通部分		
		電気供給業 (収入金課税) ①	その他の事業 (所得金課税) ②	電気供給業 (収入金課税)	その他の事業 (所得金課税) (③×あん分率)	電気供給業 + その他の事業 (③)
受取利息	102			13	89	102
雑収入	104,880		104,641	31	208	239
	0			0	0	
	0			0	0	
営業外収益 計	104,982	0	104,641	44	297	341
支払利息	94,514		94,514	0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
営業外費用 計	94,514	0	94,514	0	0	0
貸倒引当金戻入	100,000			12,970	87,030	100,000
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
特別利益 計	100,000	0	0	12,970	87,030	100,000
	0			0	0	
	0			0	0	
	0			0	0	
特別損失 計	0	0	0	0	0	0
法人税、住民税及び事業税額	446,000			57,845	388,155	446,000

法人税申告書別表四 所得の金額の計算に関する明細書

あん分率
0.870302

事業年度	令和元年4月1日から	法人名	(株)○○○○
	令和2年3月31日まで	納税者番号	8765432

法人税申告書別表四の各項目の金額について収入金課税と所得金課税に区分し、所得金課税の課税標準となる所得金額を算出します。

法人税申告書別表四をもとに、下表の色付セルに記載してください。

(別紙2)において区分して計上した科目に相当するものは区分して記入してください。なお、それぞれの区分に共通する項目があり区分経理が困難な場合は「区分経理できない共通部分」③欄に(別紙1)の2で算出したあん分率を「その他の事業」に乗じて算出します。(小数点以下第1位を四捨五入)

法人税申告書別表四と相違ないか確認してください。

(単位：円)

項目	総額 (①+②+③)	区分経理が可能なもの		区分経理できない共通部分		
		電気供給業 (収入金課税) ①	その他の事業 (所得金課税) ②	電気供給業 (収入金課税)	その他の事業 (所得金課税) (③×あん分率)	電気供給業+ その他の事業 (③)
当期利益又は当期欠損の額 (別紙2-1の「当期利益または当期欠損」)	5,802,313	2,620,806	6,168,488	△ 387,406	△ 2,599,575	△ 2,986,981
加						
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	135,700			17,600	118,100	135,700
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	71,000			9,209	61,791	71,000
損金経理をした納税充当金	300,000			38,909	261,091	300,000
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)、及び過怠税	0			0	0	
減価償却の償却超過額	0			0	0	
役員給与の損金不算入額	0			0	0	
交際費等の損金不算入額	0			0	0	
小計	506,700	0	0	65,718	440,982	506,700
減						
減価償却超過額の当期認容額	0			0	0	
納税充当金から支出した事業税等の金額	0			0	0	
受取配当等の益金不算入額	60			8	52	60
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	0			0	0	
受贈益の益金不算入額	0			0	0	
適格現物分配に係る益金不算入額	0			0	0	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	0			0	0	
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	0			0	0	
小計	60	0	0	8	52	60
差引計						
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額	+	0		0	0	
超過利子額の損金算入額	△	0		0	0	
寄附金の損金不算入額	+	0		0	0	
法人税額から控除される所得税額	+	86		11	75	86
税額控除の対象となる外国法人税の額	+	0		0	0	
契約者配当の益金算入額	+	0		0	0	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	+	0		0	0	
小計	86	0	0	11	75	86
差引計(A-B+C)	506,726	0	0	65,721	441,005	506,726
当期所得金額または当期欠損金額(I+II)※	6,309,039	2,620,806	6,168,488	△ 321,685	△ 2,158,570	△ 2,480,255

※法人税別表四の「差引計の欄」と一致する

4,009,918
 -

 =
 4,009,918

欠損金の当期控除額 (その他事業分)

所得金額 (課税標準)

→第6号様式(27)へ

収入金額に関する計算書

事業年度	令和元年4月1日から	法人名	(株) ○○○○
	令和2年3月31日まで	納税者番号	8765432

「別紙2」等をもとに、収入金課税の課税標準となる収入金額を算出します。
下表の色付セルに記載してください。

(単位：円)

第六号様式別表六

摘 要		金 額
法 第 7 2 条 の 2 4 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 収 入 金 額	収入金額の総額	
	売電収入	2,766,592
	受取利息	13
	雑収入	31
	計 ①	2,766,636
控除される収入金額	受取利息	13
	雑収入	31
	計 ②	44
差引計 ①-② ③		2,766,592
法附則第9条第8項の規定による控除額 ④		
法附則第9条第10項の規定による控除額 ⑤		
法附則第9条第18項の規定による控除額 ⑥		
法附則第9条第20項の規定による控除額 ⑥		
法附則第9条第21項の規定による控除額 ⑦		
計 ③-④-⑤-⑥-⑦ ⑧		2,766,592

↑収入金額（課税標準）

→第6号様式（37）へ